

○地域国際化推進アドバイザー派遣制度実施要領

(平成 23 年 4 月 1 日)

改正 平成 26 年 4 月 1 日要領第 1 号 平成 27 年 4 月 1 日要領第 1 号
平成 28 年 4 月 1 日要領第 1 号 平成 29 年 4 月 1 日要領第 1 号
平成 31 年 4 月 1 日要領第 1 号 令和 2 年 4 月 1 日要領第 1 号
令和 3 年 4 月 1 日要領第 1 号 令和 4 年 4 月 1 日要領第 2 号

(目的)

第 1 条 本制度は、国際協力又は多文化共生に関する施策を推進する地方公共団体、地域国際化協会及び市区町村の国際交流協会等(以下「地方公共団体等」という。)に対し、一般財団法人自治体国際化協会(以下「協会」という。)が、「地域国際化推進アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を派遣し、必要とされる情報や適切な助言、ノウハウの提供等を行うことにより、当該施策の推進及び国際協力又は多文化共生に対する住民理解の促進等に寄与することを目的とする。

(派遣の対象等)

第 2 条 アドバイザーを派遣する対象は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 地方公共団体
 - (2) 地域国際化協会
 - (3) 市町村の国際交流協会(東京都特別区を含む。)
 - (4) その他、協会の理事長(以下「理事長」という。)が必要と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、派遣の対象としない。
- (1) 国又はその他の団体からの助成を受けている事業
 - (2) 理事長が本制度の趣旨にふさわしくないと認める事業
- 3 アドバイザーの派遣は、申請のあった地方公共団体等まで赴くことを基本(以下「現地派遣」という。)とするが、協会が適当であると判断した場合において、オンライン会議(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムを利用した会議をいう。)での派遣(以下「オンライン型派遣」という。)を実施できるものとする。
- 4 派遣分野は、災害時の外国人支援(外国人住民への防災啓発、災害時外国人支援者の育成等を含む)又はやさしい日本語とそれ以外に分類することとし、派遣回数(以下「派遣回数」という。)は次の各号のとおりとする。なお、次の各号の条件の中であれば、同一会計年度に災害時の外国人支援又はやさしい日本語とそれ以外の分野でそれぞれ派遣申請することができるものとする。
- (1) 災害時の外国人支援又はやさしい日本語に関する派遣
原則として 1 団体につき 1 会計年度に 1 回、1 名とする。
 - (2) それ以外の分野に関する派遣

原則として1団体につき1会計年度に1回、1名とする。ただし、そのうち現地派遣により実施する派遣は、連続する2会計年度に1回、1名に限るものとする。

(アドバイザーの要件)

第3条 アドバイザーは次のいずれかの要件を満たし、かつ本制度の趣旨に賛同する者とする。

- (1) 国際協力活動の実践経験又は研究実績を有するとともに、国際協力、国際交流及び国際理解教育に関する知識やノウハウを提供、助言及び指導ができる者
- (2) 在住外国人の問題や国際理解教育等に精通し、多文化共生推進のための施策の構築及び実施に関する知識やノウハウを提供、助言及び指導ができる者
- (3) 地方公共団体等と NGO/NPO 等との連携・協働に精通し、国際協力又は多文化共生推進のための助言及び指導ができる者
- (4) 多文化共生マネージャー登録台帳に登録されている者

(アドバイザーの登録及び取消し)

第4条 アドバイザーの登録及び取消しは、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 理事長は、前条の要件を満たした者についてアドバイザーとして委嘱し、名簿に登録して地方公共団体等への周知を図るものとする。
- (2) アドバイザー本人から登録取消しの申し出があった場合、あるいはアドバイザーとしての適性を著しく欠く事態が生じた場合、理事長はその登録を取り消すことができる。
- (3) アドバイザーの登録期間は原則として2年間とし、更新についてはこれを妨げない。

(業務)

第5条 派遣先でのアドバイザーの業務は、次に挙げるものとする。

- (1) 国際協力、国際交流及び国際理解教育に関する知識やノウハウの提供、助言及び指導
- (2) 多文化共生推進のための施策の構築及び実施に関する知識やノウハウの提供、助言及び指導
- (3) 地方公共団体等と NGO/NPO 等との連携・協働に関する知識やノウハウの提供、助言及び指導
- (4) その他、地域の国際化の推進に関して必要と認められる事項

(申請等)

第6条 アドバイザーの派遣を希望する団体の長(代表者)は、理事長に対し、原則として派遣希望日の2ヶ月前までに、別記様式第1号により申請書を提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請書の提出を受け、適当と認める場合はこれを承認し、アドバイザーの派遣を行うものとする。

(費用負担)

第7条 協会は、次の各号に掲げる費用を協会の規定に基づき負担し、その他の費用については、派遣依頼した団体の負担とする。

- (1) アドバイザーが派遣元から派遣先までの往復に要する経費及び日当（宿泊費は原則として費用負担の対象外）
- (2) アドバイザーの謝礼金(ただし、支払い対象時間は4時間以内とする。なお、協会が必要と認める場合は、オンライン型派遣の事前打ち合わせに要する時間も支払い対象とすることができる。)
- (3) オンライン型派遣に伴うアドバイザーの会場借上費など協会がオンライン型派遣等のために必要と認める経費

2 前項の協会が負担する費用は、派遣終了日以後に原則としてアドバイザー又は所属団体に支払うものとする。

(報告)

第8条 アドバイザーの派遣を申請した団体は、業務終了後、速やかに別記様式第2号により、その業務結果を理事長に報告しなければならない。なお、派遣されたアドバイザーからの業務結果報告は任意とする（別記様式第3号）。

(情報の公開)

第9条 理事長はアドバイザーの個人情報などを除いて、必要と思われる情報を公開することができる。ただし、公開される情報については、各アドバイザーの同意を要するほか、協会の保有する個人情報の保護に関する要綱に基づくものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日より適用する。

附 則(平成26年4月1日要領第1号)

この要領は、平成26年4月1日より適用する。

附 則(平成27年4月1日要領第1号)

この要領は、平成27年4月1日より適用する。

附 則(平成28年4月1日要領第1号)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月1日要領第1号)

(経過措置)

第1条 本則第2条第3項に規定する「連続する2会計年度」は、平成29年度からとする。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日要領第 1 号)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日要領第 1 号)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日要領第 1 号)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日要領第 2 号)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(様式第 1 号)

地域国際化推進アドバイザーの派遣依頼について

地域国際化推進アドバイザーの派遣依頼について

[別紙参照]

(様式第 2 号)

地域国際化推進アドバイザー派遣業務結果報告書

[別紙参照]

(様式第 3 号)

地域国際化推進アドバイザー派遣業務結果報告書

[別紙参照]